

全国均一料金制の例外の見直しによる 利便性向上のイメージ

平成31年1月23日

・ 郵便は、全国均一料金制とされており、その例外は、現在、一の郵便局においてその引受け及び配達を行う郵便物に対する料金のみとされている（郵便法第67条第2項第2号）。これを受け、配達局の配達区域内のみでその引受け及び配達を行う郵便物について低廉な特別料金を設定している（郵便区内特別郵便物）。この低廉な特別料金を適用する場合は、当該郵便物の配達を受け持つ局へ差し出す必要がある。

1 郵便区内特別郵便物の現状

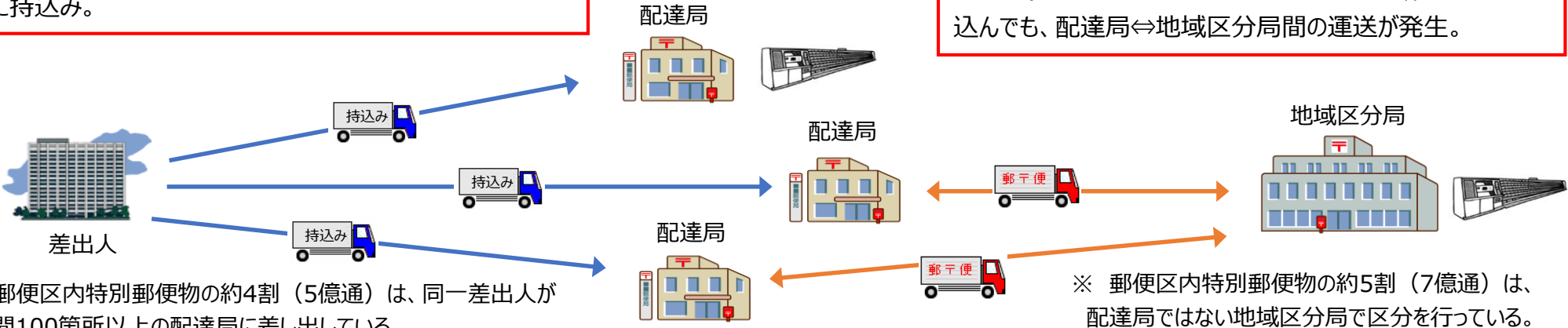
引 受 物 数	約13億通（2017年度）
料 金	72円（定形25g）～207円（定形外250g）※差出通数等に応じて更に低廉な料金適用あり。
主なご利用条件	① 配達局の配達区域内のみでその引受け及び配達を行うものであること。 ② 同一差出人から同時に100通以上差し出されたものであること。 ③ 大きさは34cm×25cm以内、重量250g以内であること。
主な利用内容	地方自治体からのお知らせ、金融機関、通信会社等からの請求書等の送付など

（差出方法）

- ・ 同一市区町村内であっても配達局が複数ある場合は、それぞれの配達局に持込み。
- ・ 全国宛に差し出されるものについては、全国の各配達局に持込み。

（問題点）

現在、一般の配達局で行っている郵便物の区分作業について、郵便物を地域別・配達局別に区分するハブ局（地域区分局）への集約を進めており、差出人が各配達局へ持ち込んでも、配達局⇔地域区分局間の運送が発生。

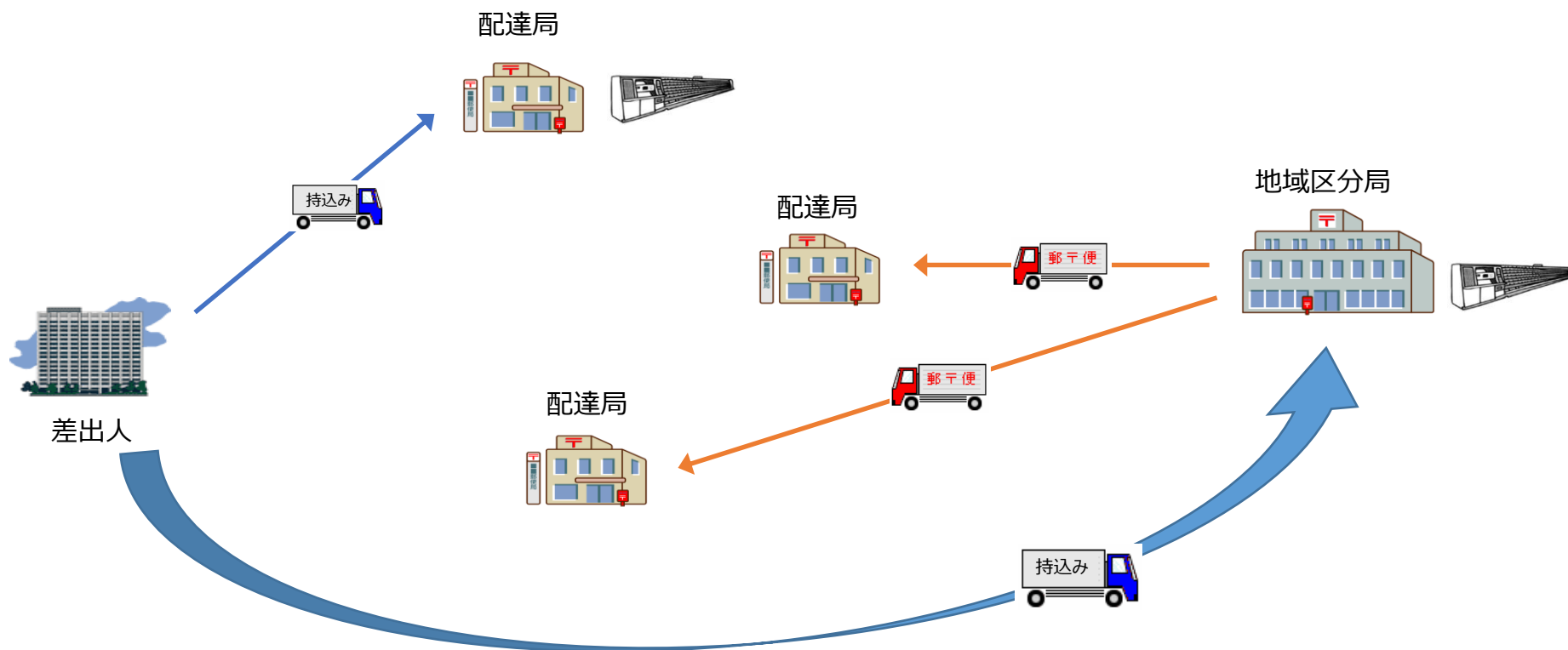


※ 郵便区内特別郵便物の約4割（5億通）は、同一差出人が年間100箇所以上の配達局に差し出している。

※ 郵便区内特別郵便物の約5割（7億通）は、配達局ではない地域区分局で区分を行っている。

2 見直し後のイメージ

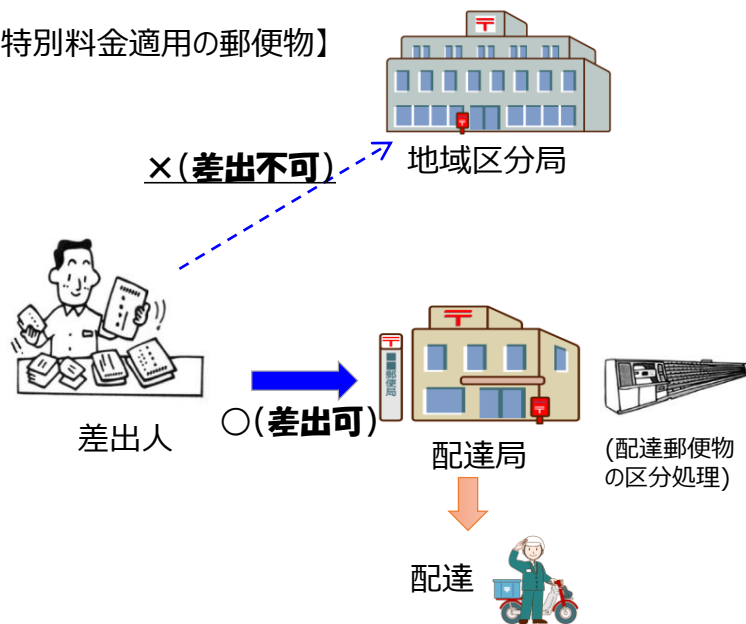
- 全国均一料金制の例外を見直し、配達側の地域区分局に差し出される郵便物に適用する新たな料金設定を可能とすることにより、これまで複数の配達局へ持ち込んでいた差出人は、地域区分局に差し出すことが可能となる。
- 当社としても、郵便物の区分作業を集約して実施している地域区分局に差し出された場合は、配達局から地域区分局への郵便物の輸送が不要となることから、業務の効率化にも資することとなる。
- 料金については、郵便物の区分作業の地域区分局への集約の有無によって料金差を設けると分かりにくいということも考慮して、検討していく。



- 郵便は、全国均一料金制とされており、その例外は、現在、一の郵便局においてその引受け及び配達を行う郵便物に対する料金のみとされている。(郵便法第67条第2項第2号)
- これを受け、配達局の配達区域内のみでその引受け及び配達を行う郵便物について低廉な特別料金を設定している(郵便区内特別郵便物)。
- 現在、一般の配達局で行っている郵便物の区分作業について、郵便物を地域別・配達局別に区分するハブ局(地域区分局)への集約を進めていることを踏まえ、全国均一料金制の例外を見直し、配達側の地域区分局に差し出される郵便物に適用する新たな料金設定を可能とする見直しを要望する。
- これにより、特別料金を適用する郵便物の差出場所が拡大するため、お客さまの利便性が向上するとともに、郵便物が差し出された配達局から地域区分局への輸送が不要となることから、業務の効率化にも資することとなる。

現状

【特別料金適用の郵便物】



制度改正後

【特別料金適用の郵便物】

